

令和5年2月22日
区民部国保年金課

令和4年度第2回東京都国民健康保険運営協議会について

令和5年2月9日開催の令和4年度第2回東京都国民健康保険運営協議会について、以下のとおり報告する。

1 令和5年度確定係数に基づく納付金等の算定結果

都は、国が提示した確定係数に基づき医療給付費等を見込み、医療費水準、所得水準、被保険者数に応じて、区市町村ごとの納付金額と納付金を賄うために必要な標準保険料率を算定した。

【東京都の算定結果】

事項	令和5年度（確定係数）	伸び率
被保険者数	259.3万人	▲3.0%
給付費総額	8,336億円	6.0%
1人当たり給付費	321,533円	9.3%
納付金総額	4,591億円	5.6%

この結果、確定係数に基づいて算定した令和5年度の一人当たり保険料の額は、180,856円となり、令和4年度確定係数に基づく保険料算定額から、8.2%の伸び率となった。

【練馬区に係る算定】※（ ）は令和4年度

- ア 納付金額 22,618,539,716円（21,590,987,754円）
 イ 1人当たり保険料額 175,285円（163,060円）伸び率7.5%
 ウ 標準保険料率

基礎（医療）分		後期支援金分		介護納付金分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
8.00%	47,899円	2.71%	15,692円	2.31%	16,907円
(7.61%)	(44,858円)	(2.44%)	(13,952円)	(2.44%)	(17,722円)

2 出産育児一金の引上げ等について

出産育児一時金について、令和4年度の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から現在の42万円から50万円に引き上げる。

また、産前産後の保険料について、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間）の均等割保険料および所得割保険料を令和6年1月（予定）から免除する。

3 配付資料

別添のとおり

4 その他

(1) 特別区国民健康保険基準保険料率および特別区の対応方針

特別区では、将来的な都内保険料水準の統一を目指し、統一保険料方式の継続を原則としている。保険料の引上げが急激な負担増とならないよう、特別区独自の激変緩和を行い、計画的に保険料率を設定するとともに、医療費の適正化・収納率の向上・法定外繰入の縮減に向け取り組む。

(2) 今後の予定

区議会第一回定例会に、保険料率等の改定のための練馬区国民健康保険条例の一部改正の議案を提出